

県内大会における（公財）日本バドミントン協会「大会運営規程」に関するガイドライン

令和8年1月
大分県バドミントン協会審判委員会

I 趣旨

大分県バドミントン協会（以下、「県協会」という。）では、令和7年度より県協会主催の3大会（国民スポーツ大会大分県予選会、大分県協会長杯バドミントン大会、大分県バドミントン総合選手権大会）におけるプレーヤーのウェア（上衣）の背面について、「登録所属名」による表示を義務付けることとしてきたが、改めて趣旨の周知及び解釈の統一を図るためガイドラインを示すものである。

なお、本ガイドラインは上記大会に係るものであり、各連盟等が主催する全国大会や九州大会等においても同様の基準となることを保障するものではない。

II 規定

1 所属名

- 協会登録時の所属名とする。
- 各連盟が規定する表示を認める。ただし、県名のみ表示は不可とし、必ずクラブ名（または学校名）を表示するものとする。

2 文字列

- 書体は、「楷書体」「明朝体」「ゴシック体」のいずれかとする。

大分県バドミントン協会 (楷書体)	大分県バドミントン協会 (明朝体)	大分県バドミントン協会 (ゴシック体)
----------------------	----------------------	------------------------

- アルファベットを用いる場合、大文字と小文字の混在を認める。
- 数字は、算用数字とする。

3 色

- 文字の色は、上衣背面表示部分の色と明確に区別できる色とする。

4 その他

- 所属名以外の項目（氏名、背番号、県名など）の表示を妨げるものではないが、（公財）バドミントン協会「大会運営規程」第24条の規定内でなければならない。
- ゼッケンを付ける場合には安全ピン等による4点留めとする。

第24条 プレーヤー（またはコーチが競技用ウェアを着用する場合）の着衣上の表示に関する取り決めについては、以下のとおりとする。

- (1) ウェア（上衣）の背面には、上部より3箇所までの文字列の表示と、中央部に背番号の表示、下部に広告帯の表示を認める。なお、文字列と背番号の色は単一色ですべて同色とする。
 - ①文字列各行の大きさは、それぞれ高さ6cm～10cm、横30cm以内とし、プレーヤー名、チーム名、スポンサー名、都道府県名等を水平表示するものとする。ただし、プレーヤー名とチーム名など、異なる項目を同一箇所に表示することはできない。また、文字列にはロゴを含まないものとする。
 - ②プレーヤー名、チーム名等の表示が高さ6cm～10cm、横30cm以内の範囲に1行で表示ができない場合は複数行になっても構わない。なお、その場合でも表示された複数行の文字列の高さの合計は6cm～10cmとする。
 - ③背番号を表示する場合は、文字列の下中央部に表示するものとし、大きさは高さ15cm以内、一桁横7cm以内とし、二桁以内とする。なお、キャプテンマーク（アンダーバー）を表示する場合は、その範囲内とする。
 - ④文字列、背番号は明瞭な文字（階書体・明朝体またはゴシック体のような文字で、~~アルファベットを用いる場合は、大文字のみとする~~）、数字（算用数字）を使用し、文字、数字の色は上衣背面の文字列、背番号表示部分の色と明確に区別できる色とする。
 - ⑤下部の広告帯の表示は、高さ10cm、横40cmの範囲内に収まるものとし、チーム名、スポンサー名や、広告のいずれかを表示することができる。（文字帯にはチーム名、スポンサー名、広告に連動したロゴを含めてもよい）また、文字帯は装飾文字を使用してもよく、単一色と限定しない。
- (2) ウェア（上衣）の前面には、広告帯の表示と、前番号の表示を認める。
 - ①広告帯の表示は、高さ10cm、40cmの範囲内に収まるものとし、チーム名、スポンサー名や、広告のいずれかを表示することができる。（文字帯にはチーム名、スポンサー名、広告に進動したロゴを含めてもよい）また、文字帯は装飾文字を使用してもよく、単一色と限定しない。
 - ②前番号はウェア（上衣）前面の胸下に背番号と同一番号をつけるものとする。大きさは高さ8cm以内、一杯様4cm以内とし、二桁以内とする。なお、キャプテンマーク（アンダーバー）を表示する場合は、その範囲内とする。
- (3) ウェア（上衣）には、左袖、右袖、左肩、右肩、左襟、右襟（襟のない場合は襟にあたる位置）、左胸、右胸、胸中央の9カ所に、製造メーカーロゴを含め広告等を表示することができる。ただし、1カ所に表示できるものは1つまでとし、1つの表示の大きさは20cm²以内（1つだけは50cm²以内でも可）とする。
- (4) プレーヤーのショートパンツ、スカート、ワンピースの前面底部に製造メーカーロゴを含め広告等を左右それぞれ2つまで表示することができる。1つの表示の大きさは20cm²以内とする。番号を表示する場合、背番号と同一番号とする。なお、キャプテンマーク（アンダーバー）も表示する場合は、その範囲内とする。
- (5) 各ソックス（対の一つ）には製造メーカーロゴを含め広告等を2つまで表示することができる。1つの表示の大きさは20cm²以内とする。プレーヤーがソックスに加え、圧縮/サポートソックス等を着用する場合には各脚/足には合計2つまで製造メーカーロゴを含め広告等を表示することができる。（サポータなどの医療用具の製造メーカーロゴはその数に入れない）
- (6) プレーヤーのアンダーウェア、リストバンド、バンダナ、サポータなどの医療用具に製造メーカーロゴを含め広告等を1つまで表示することができる（番号の場合、背番号と同一番号とする）。その表示の大きさは20cm²以内とする。
- (7) 本会または、8連盟および各都道府県協会主催の大会については、上記（1）～（6）の規定内で各大会独自の表示規定を定めることができる。
- (8) プレーヤーまたはコーチは、違法で、中傷的で、または私的な商業的意味を持つ入れ墨や、ペイント、写し絵、その他それらに類似したものを着衣以外でも表示してはいけない。あるいは独断的で政治的または宗教的な主張の強い意図のあるメッセージなどの表示も同様である。
- (9) 本会は、広告を禁止する項目を別途定めることができる。